

平成29年2月10日  
(公財) 全国高等学校体育連盟

「体罰根絶全国共通ルール」に関するQ&A (追加版③)  
—各都道府県高体連、各競技専門部、各加盟校校長用—

**Q51 全国高体連から発出された本ルール適用通知文書に記載された適用期間の終了について、該当指導者等に解除通知等の文書は発出しているのか。**

A 全国高体連から解除通知等の文書は発出しておりません。適用通知文書に記載された適用期間が過ぎれば、ルールの適用が解除されるものと判断していただいて結構です。

**Q52 運動部活動にかかわる体罰を確認した校長から都道府県高体連に電話等による連絡があった。本ルールにかかわる報告書はどの時点で提出してもらえばよいか。**

A 平成26年5月20日付26全国高体連第42号「体罰根絶全国共通ルールの制定について(通知)〈別紙〉の3 体罰根絶全国共通ルールの運用について(2)の記載のとおり、該当指導者に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定した後、該当指導者本人の了解を得た上で、別記様式により各都道府県高体連に報告することとなっております。ただし、指導措置・処分等の確定は公立校では該当教育委員会、私立校は各学校が行うことになります。

**Q53 該当指導者に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が決定したが、各都道府県高体連への報告が大幅に遅れた場合、本ルールの適用期間はどうか。**

A 本ルールの適用は体罰の軽重を問わないこととしておりますので、指導措置・処分等が決定した場合はすみやかに各都道府県高体連へ報告をお願いします。適用期間は、指導措置・処分等が決定した日を起算日とした1年間となります。

該当校からの報告が大幅に遅れた場合は、報告書が提出された日等を起算日とするなど、起算日を変更することになります。

**Q54 公立校において、該当指導者に対する教育委員会の指導措置・処分等が決定するまでに数ヶ月の期間を要することがあり、報告書提出が大幅に遅れることになる。この場合どのように対応すればよいか。**

A Q&AのQ13・14に記載のとおり、正式な指導措置・処分が出るまでは、該当校の校長先生の判断で部活動の顧問をはずすなどの校内措置は可能であると考えられます。このような校内措置をしていた場合は、Q&AのQ41に具体的な説明があるように、その期間を1年間に含めておりますので、報告書(別紙様式)の6 備考欄にその旨ご記入ください。